

令和8年 網走市議会  
文教民生委員会 会議録  
令和8年3月6日（金曜日）

- 日時 令和8年3月6日 午前10時00分開会  
○場所 議場  
○議件
1. 議案第14号 令和7年度網走市一般会計補正予算中、所管分
  2. 議案第15号 令和7年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
  3. 議案第17号 令和7年度網走市介護保険特別会計補正予算
  4. 議案第18号 令和7年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
  5. 議案第23号 網走市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について
  6. 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書提出要請

○出席委員（7名）

委員 長	古 田 純 也
副 委 員 長	栗 田 政 男
委 員	金 兵 智 則
	里 見 哲 也
	永 本 浩 子
	平 賀 貴 幸
	古 都 宣 裕

○欠席委員（0名）

○議 長 松 浦 敏 司

○傍聴議員（4名） 井 戸 達 也  
深 津 晴 江  
村 椿 敏 章  
山 田 庫 司 郎

○説明者

副 市 長	後 藤 利 博
市民環境部長	田 邊 雄 三
健康福祉部長	結 城 慎 二
健康福祉部参事監	永 森 浩 子
市民環境部次長	寺 口 貴 広

戸籍保険課長	渡 邊 眞 知 子
戸籍保険課参事	小 沼 麻 紀
廃棄物処理広域化推進室参事	田 中 正 幸
廃棄物処理広域化推進室参事	松 井 直 之
健康推進課長	坂 上 貴 幸
健康推進課参事	今 野 多 賀 子
社会福祉課長	清 杉 利 明
介護福祉課長	小 沼 寛 人
子育て支援課長	岩 本 純 一
子育て支援課参事	東 出 信 幸

.....

教 育 長	木野村 寧
学校教育部長	高 橋 善 彦
社会教育部長	伊 倉 直 樹
学校教育部次長	小 中 理 司
学校教育課長	里 見 達 也
学校教育課参事	中 野 敏 博
スポーツ課長	大 西 広 幸
スポーツ課参事	佐 藤 潤 一
博物館長	(社会教育部長)

○事務局職員

事 務 局 長	岩 尾 弘 敏
次 長	本 橋 洋 樹
総務議事係長	和 田 亮
総務議事係	山 口 諒

午前10時00分開会

○古田純也委員長 ただいまから、文教民生委員会を開催いたします。

本日の委員会では、付託されました議案5件、要請1件について審査いたします。

本日の進行については、まず市民環境部、健康福祉部、学校教育部、社会教育部関係分の議案を理事者を入れ替えながら審査いたします。議案の審査が終わりましたら、要請の審査を行います。

それでは、まず初めに議案第14号令和7年度網走市一般会計補正予算中、戸籍住民基本台帳費、戸籍事務システム改修事業について、繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 議案資料45ページを御

覧ください。令和7年度一般会計、戸籍住民基本台帳費補正予算のうち、戸籍事務システム改修事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容ですが、戸籍事務システム等の改修に係る国庫補助金の交付に伴い、氏名の振り仮名記載及び旧氏と旧氏の振り仮名記載をするために各システムを改修することから、その経費を追加補正するものです。

経費の内訳は、委託料432万3,000円となります。補正額ですが、(1)歳出予算、(2)歳入予算に記載のとおりで、財源につきましては、全額が国庫補助金となります。なお、本事業は年度内での完了が見込めないことにより、補正額全額を翌年度に繰越しするものであります。

以上で説明を終わります。

**○古田純也委員長** それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

**○里見哲也委員** ちょっと伺いたいのですけれども、振り仮名ということで、去年から戸籍に振り仮名がついているかと思うのですけれども、どの程度の進捗というのか、埋まっているというのか、確認できているか教えてください。

**○渡邊真知子戸籍保険課長** 振り仮名記載につきましては、本人の申出があった分のみ記載が進んでいるという段階でして、皆さんに振り仮名をこのように記載しますという通知を今年度送っているのですけれども、それで記載に問題がないという方は、5月以降に職権で記載するということになっておりますので、実際は記載しているものというのは、まだそんなにはございません。来年の5月以降に一斉に全国で職権記載するということができないものですから、5月ぐらいから1年間ほどかけて全国的に職権記載を進めていくということになっております。来年度の5月です。申し訳ございません。今年の5月からということです。

**○古田純也委員長** 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第14号中、環境衛生総務費、職員給与費について説明を求めます。

**○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事** 議案資料5号、49ページを御覧願います。令和7年度一般会計、環境衛生総務費補正予算、職員給与費について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容ですが、斜網地区廃棄物

処理広域化推進協議会より、協議会派遣職員の人件費の精算が行われることから、その財源を補正するものです。

2の補正額の歳出予算、歳入予算は記載のとおりで、協議会からの人件費負担金1,134万9,000円を、職員給与費へ財源補正するものでございます。

説明は以上となります。

**○古田純也委員長** それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第14号中、債務負担行為の廃止、道路・橋梁基本計画策定業務委託契約外1件について説明を求めます。

**○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事** 議案資料5号、24ページを御覧願います。令和7年度一般会計、債務負担行為補正予算、債務負担行為の廃止について御説明します。

令和8年2月20日、北海道知事より一部事務組合設立が許可され、同日付けで一部事務組合が設立することで、共同処理するとされた事務は関係地方公共団体の権能から除外され一部事務組合に引き継がれることから、翌年度以降にまたがる複数年契約の業務である道路・橋梁基本計画策定業務及び中間処理施設整備地質調査業務については、発注者を網走市から一部事務組合へ変更する手続を行い、債務負担行為が不要となることから廃止いたします。

説明は以上となります。

**○古田純也委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第14号令和7年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

**○古田純也委員長** 次に、議案第15号令和7年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、債務負担行為補正、国保市町村事務処理標準システム保守委託契約外1件について説明を求めます。

**○渡邊真知子戸籍保険課長** 議案資料24ページを御覧ください。令和7年度国民健康保険特別会計、債務負担行為補正予算につきまして御説明いたしま

す。

補正の理由及び内容ですが、令和8年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、本年度中に契約が必要となることから、債務負担行為の追加補正を行うものです。

債務負担行為の内容、限度額につきましては、国保市町村事務処理標準システム保守委託契約142万6,000円、特定健診などの健康診査等各種委託契約3,919万3,000円とするものです。詳細につきましては、31ページを御確認願います。

以上で説明を終わります。

**○古田純也委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。

議案第15号令和7年度網走市国民健康保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

---

**○古田純也委員長** 次に、議案第18号令和7年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金について説明を求めます。

**○渡邊真知子戸籍保険課長** 議案資料56ページを御覧ください。令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金について御説明いたします。

補正の理由及び内容ですが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料分について、当初見込みを上回ることから追加補正を行うものであり、補正額は、負担金補助及び交付金1,700万円となります。支出増の主な理由としては、被保険者数及び所得額の増加によるものです。

次に補正額ですが、(1)歳出予算及び(2)歳入予算につきましては表に記載のとおりで、補正額の財源は全額、後期高齢者医療保険料となります。

以上で説明を終わります。

**○古田純也委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第18号中、債務負担行為補正、脳ドック委託契約外1件について説明を求めます。

**○渡邊真知子戸籍保険課長** 議案資料24ページを御

覧ください。令和7年度後期高齢者医療特別会計、債務負担行為補正予算につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容ですが、令和8年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、本年度中に契約が必要となることから、債務負担行為の追加補正を行うものです。

債務負担行為の内容及び限度額につきましては、脳ドック委託契約209万8,000円、健康診査等各種委託契約810万円とするものです。詳細につきましては、31ページを御確認願います。

以上で説明を終わります。

**○古田純也委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。

議案第18号令和7年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時14分再開

---

**○古田純也委員長** それでは、再開いたします。

次に、議案第14号中、扶助費、生活保護追加給付事業について、繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

**○清杉利明社会福祉課長** 議案資料の47ページを御願います。令和7年度一般会計、扶助費、生活保護追加給付事業の補正予算につきまして、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、平成25年から平成27年にかけての生活保護費の引下げを違法とした最高裁判決への対応として、国が定める基準により生活保護受給者等に生活保護費の追加支給を行うため、次の経費を追加補正するものであり、金額につきましては、システム改修費等の事務的経費に119万5,000円、追加支給の扶助費に5,044万円、合わせて5,163万5,000円となります。なお、事業の完了が見込めないことにより、事業費の一部を翌年度に繰越しいたします。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は、国庫負担金3,783万円、国庫補助金119万5,000円、一般財源1,261万円となります。歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

資料は48ページを御覧願います。3の繰越明許費につきましては、補正額5,163万5,000円のうち、2,034万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

4の事業の概要でございますが、追加支給の対象につきましては、生活扶助及び期末一時扶助、障害者加算、母子加算等の各種加算等であり、追加支給の対象となる期間につきましては、国の定めにより、それぞれ異なるものでございます。

追加支給の対象世帯につきましては、平成25年8月以降の期間におきまして、生活保護を受給していた世帯となり、現在受給中及び停止中の世帯に加え、生活保護廃止世帯も含まれるものでございます。ただし、既に亡くなっている場合につきましては、支給の対象外となります。対象世帯数につきましては、700世帯を見込んでおり、内訳は、現在受給中及び停止中の世帯が470世帯、生活保護廃止世帯が230世帯となっております。

支給方法及びスケジュールにつきましては、現在受給中及び停止中の世帯につきましては、申出を不要としておりまして、3月中に支給決定を行い、その後、速やかに支給を行います。また、生活保護廃止世帯につきましては、本人からの申出が必要となりますので、4月以降の準備が整い次第、申出の受付を開始し、支給決定したのから順次支給を行います。

説明は以上でございます。

**○古田純也委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○古都宣裕委員** 内容については理解させていただいたのですが、1点確認したいのが、この廃止世帯230世帯について、こちらに対しては、広報とかアナウンスをした上で積極的に対象ですということをお知らせするような形なのですか。それとも、どなたかわからないから申出がないと支給ができないというような形なのですか。

**○清杉利明社会福祉課長** 廃止世帯につきましては、現在、お住まいのところも把握しておりませんので、ホームページ等でのお知らせという形になりまして、個別の周知につきましては不要というふう

に国のほうで示されております。ただ、国のほうでは、責任を持って全国的に周知、広報等を行うというふうに聞いております。

**○古都宣裕委員** 市としては、ホームページぐらいということなのですか。網走の広報とか市のやつには載せたりしなくて、基本的な広報周知というのは、国が責任の下で行うものであって、市としては、ホームページに載せるくらいしか考えていないということの理解でいいですか。

**○清杉利明社会福祉課長** 廃止世帯につきましては、現在も市外に転出している方も多くいらっしゃいますので、所在についても把握しておりませんので一応そのような形で考えております。

**○古都宣裕委員** それでいくと、市外に転出した方というのは、現在お住まいの市が担当になるのでしょうか。それとも遡って網走市でその人たちの分も対象になってくるのでしょうか。

**○清杉利明社会福祉課長** 網走市から保護費の支給を受けていた方については、網走市で支給していた期間の分については、網走市に申出を行うことになっております。

**○古都宣裕委員** そこは理解しました。例えば、網走市から遠方にいらっしゃる方というのは、自分のお住まいのところの役所とか、それが窓口でつないでくれてこうなるような関係なのですか。それとも、自ら網走市にコンタクトを取らないといけないというシステムなのですか。

**○清杉利明社会福祉課長** その場合は、郵送での受付という形になります。

**○古田純也委員長** 他に。

**○永本浩子委員** 今の廃止世帯なのですけれども、転居された方がほとんどかと思えますけれども、転居ではない理由で廃止になった世帯というのは、どういう世帯になるのでしょうか。

**○清杉利明社会福祉課長** 就労による収入があつて廃止になったりというのが主な理由でございます。

**○永本浩子委員** そうすると、もう生活保護を受けなくても生活ができるということで廃止という方に関して、その方が市内にいる場合は、市のほうから連絡が行くという形になるのでしょうか。

**○清杉利明社会福祉課長** その方についても、市のホームページ等でのお知らせという形になります。

**○永本浩子委員** 了解いたしました。

あと、この件に関しては、原告として裁判を起こした人たちと、そうでない方たちと金額の差があつ

たかと思うのですけれども、網走市内では金額の差というのはあるのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 原告の方については、国のほうで支給する形になっておりまして、3月1日から事務を進めているというふうに聞いておりますが、今のところ、原告の方が網走市にいるという情報は入っておりません。

○永本浩子委員 了解いたしました。

○古田純也委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第14号中、高齢者福祉費、介護保険特別会計繰出金について、議案第17号令和7年度網走市介護保険特別会計補正予算、一般管理費、保険業務費について関連しておりますので、一括して説明を求めます。

○小沼寛人介護福祉課長 議案資料46ページを御覧願います。令和7年度一般会計及び介護保険特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります。介護報酬改定等により、介護保険システムの改修を行う必要があるため、その財源を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すこととし、次の経費を追加補正するものです。システム改修の内容は、介護報酬改定や税制改正への対応及び介護情報基盤への介護保険被保険者情報の連携等の機能を追加するものであり、金額は委託料の198万円となります。

2の補正額であります。初めに一般会計の歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(1)に記載のとおりとなり、介護保険特別会計に繰り出す99万円の財源内訳は、全額一般財源となります。

次に、介護保険特別会計ですが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)の①に記載のとおりとなり、事業費198万円の財源内訳は、国庫補助金99万円、一般会計繰入金99万円となります。歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額については、(2)の②に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第14号中、債務負担行為補正、各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約について説明を求めます。

○坂上貴幸健康推進課長 議案資料24ページを御覧願います。令和7年度一般会計、債務負担行為補正、各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約につきまして御説明申し上げます。

3、債務負担行為の補正、表の一般会計の上から2番目、各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約につきましては、令和8年度における各種ワクチンの供給及び接種業務を円滑に進めるため、今年度中に契約事務を執り進める必要があることから、8,156万6,000円を限度額といたしまして、補正するものであります。具体的な業務の内容につきましては、議案資料31ページ中段に掲載しており、期間は1年間となります。

説明は以上となります。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 限度額が昨年度から比べると1,100万ぐらい上がっているという状況なのですが、項目が増えているというのもあるのかもしれないのですが、その辺の詳細を御説明いただければと思います。

○坂上貴幸健康推進課長 この中には、带状疱疹予防接種委託契約が入っておりまして、さきの12月の議会で増額の補正をしております。1,788万6,000円の増額補正しております。この増額後と比べますとマイナス730万6,000円となります。予防接種の対象者が微減になっていまして、それで多少、減っているような形にはなっております。

○金兵智則委員 何か難しい御説明いただいたような気がするのですが、昨年度と比べると带状疱疹の部分が増えたという御説明で、その辺が補正の金額とは、ちょっと下がるけれどもという説明だったので、带状疱疹の分が増えたということで理解したいというふうに思います。

○古田純也委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第17号中、債務負担行為補正、要介護認定訪問調査委託契約外3件について説明を求めます。

○小沼寛人介護福祉課長 議案資料の24ページを御覧願います。議案第17号令和7年度介護保険特別会計、債務負担行為補正、要介護認定訪問調査委託契約外3件につきまして御説明いたします。

3、債務負担行為の補正の中段、介護保険特別会計に記載のとおり、令和8年度における介護保険業

務を円滑に進めるため、今年度中に契約事務を執り進める必要があることから、要介護認定訪問調査委託契約として495万円、介護保険申請システムのびったりサービス保守点検契約として62万1,000円、高齢者世話付住宅生活援助員委託契約として558万6,000円、地域包括支援センター運営委託契約として5,951万円を債務負担行為の限度額として補正するものです。

説明は以上でございます。

**○古田純也委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。

議案第14号令和7年度網走市一般会計補正予算中、健康福祉部関係分について、議案第17号令和7年度網走市介護保険特別会計補正予算については、全会一致により、原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

**○古田純也委員長** 次に、議案第23号網走市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○岩本純一子育て支援課長** 議案資料61ページ、資料10号を御覧願います。議案第23号、網走市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

1の趣旨でございますが、網走市子ども発達支援センターは、現在その位置を網走市北11条東1丁目10番地の1としておりますが、令和8年度より移転をすることから、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

2の内容につきましては、網走市子ども発達支援センターの位置を網走市北3条西4丁目1番地とするものでございます。施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上となります。

**○古田純也委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○平賀貴幸委員** 確認だけですが、建物に移るので、残った建物をどうするのかというところなのですが、何か解体をするのか決まっているのか。公園部分もあつたりするのですけれども、その

辺の管理とかどうなるのかも確認したいと思いません。

**○結城慎二健康福祉部長** 現在の建物については、将来的には解体する見込みとなると思いますが、今の段階で時期が定まったものではございません。公園の部分は、そのまま使うような形になると思います。こども発達支援センターの園庭ではないです。

**○古田純也委員長** 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。

議案第23号網走市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

**○古田純也委員長** それでは、再開いたします。

次に、議案第14号中、指導奨励費、中学校体育文化振興事業補助金について説明を求めます。

**○里見達也学校教育課長** 議案資料の50ページを御覧願います。ただいま御上程をいただきました議案第14号令和7年度一般会計補正予算、指導奨励費、中学校体育文化振興事業補助金につきまして御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございます。本事業は、網走市立中学校に在籍する生徒が対外試合及びコンクール等に参加する場合に、その経費の一部を補助する事業でございますが、本年度より補助対象となる経費のうち、全道大会など宿泊を伴う大会等へ出場する場合の宿泊料の補助限度額の引上げ改定を行っておりますが、それらに伴う補助金額の増加、また、学校部活動以外の地域クラブチームで大会等へ出場する場合の補助申請件数の増加などの理由から、年度内の所要見込みが既定予算を上回ることが想定をされるため、かかる経費を増額補正しようとするものであります。金額は190万円でございます。

2の補正額でございますが、歳出歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、記載のとおりでございます。補正額190万円の財源内訳につきましては、全額をふるさと寄附基金

繰入金を活用しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第14号中、公立学校施設災害復旧費、補助公立学校施設災害復旧事業について説明を求めます。

○里見達也学校教育課長 議案資料の55ページを御覧願います。ただいま御上程いただきました令和7年度一般会計、公立学校施設災害復旧費補正予算につきまして御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございます。本事業は、昨年9月21日の暴風被害により破損をした中央小学校の体育館の屋根を補修するため、かかる経費570万円につきまして、令和7年10月17日付にて追加補正し、緊急を要するため市長による専決処分を行っていたものであり、令和7年市議会第4回定例会において、専決処分の報告を行っていたものでございます。この財源の一部につきましては、国の災害復旧事業費補助金の活用を見込むこととし、国宛てに補助申請を行っていたところでございますが、その後、本年1月15日と16日の2日間にわたり、国の災害査定調査が行われた結果、国庫補助金の交付決定額が内定をしましたことから、このたび、財源の補正を行うものでございます。

2の補正額でございますが、(1)歳出予算につきましては、補正前の額、補正後の額ともに570万円に変更はございません。(2)歳入予算ですが、国庫補助金の内定に伴いまして、補正前の額380万円から270万円を減額し、補正後の額は110万円。また、市債につきましては、国庫補助金の減額分270万円を増額補正し、補正後の額を460万円にしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。

議案第14号令和7年度網走市一般会計補正予算中、学校教育関係については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○古田純也委員長 次に、議案第14号中、スポーツ施設費、市営スケート場管理運営事業外5件について説明を求めます。

○佐藤潤一スポーツ課参事 議案資料52ページを御覧ください。令和7年度一般会計、スポーツ施設費、市営スケート場管理運営事業外5事業の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、物価高騰による燃料費、電気料金、修繕原材料費の増大に加え、賃金水準の上昇に伴う人件費や業務委託費の増加、さらには利用料収入の減少により収支不足が見込まれるため、次の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、市営スケート場施設管理運営経費340万円、レークビュースキー場施設管理運営経費1,118万8,000円、市民健康プール施設管理運営経費832万9,000円、スポーツ・トレーニングフィールド施設管理運営経費818万円、屋内ゲートボール場施設管理運営経費98万2,000円、オホーツクドーム施設管理運営経費175万8,000円の合計3,383万7,000円を負担金として計上するものでございます。

2の補正額の各事業の歳出予算は、議案資料52ページから53ページに記載のとおりで、財源は全額一般財源となっております。

3の各施設の経費増加などの主な費目についてですが、市営スケート場につきましては、人件費、光熱水費などが主な経費増加の要因となっております。スキー場につきましては、利用料収入の減額が見込まれるほか、人件費や委託料、光熱水費などが経費増加の要因となっております。市民健康プールにつきましても、利用料収入の減額が見込まれるほか、人件費や燃料費等などか経費増加の要因となっております。スポーツ・トレーニングフィールドにつきましても、利用料収入の減額、人件費や消耗品費などが経費増加の要因となっております。屋内ゲートボール場につきましては、利用料収入の減額が見込まれるほか、燃料費などが経費増加の要因となっております。オホーツクドームにつきましては、利用料収入の減額が見込まれることが主な要因となっております。

以上で説明を終わります。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 この経費増加等の主な費目のとこ

ろを見ますとスケート場以外は、全てのところで利用収入の減ということで利用人数が減っているということなのかもしれませんけれども、どれぐらい減っている状況なのでしょう。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** まず利用料収入につきましては、指定管理の積算上においては、コロナ禍前の水準で設計をしたところ。コロナが明けて以降増えてはきているのですけれども、積算の数字までは至っていないというところになっておりまして、施設によりましては、スキー場は営業期間によっても大きく違ってくるのですけれども、設計額の8割から9割ぐらいの収入というような形になっております。

**○永本浩子委員** コロナ禍前と比べると利用者がなかなか伸びてない、復活していないということなのだと思うのですけれども、その主な理由というのは、どのように捉えられているのでしょうか。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** 正確に原因というところ、難しい部分はあるのですけれども、人口減に伴う自然減の部分もあると思われまして、スポーツ離れが一部進んでいるということも原因としてはあるのかなというふうには考えています。

**○永本浩子委員** 確かに人口減もありますし、そういった理由もあるかと思えます。施設ごとによってそれぞれ個別の理由等もあるかと思えますので、その辺のところも詳細に見ていただきながら、少しでも利用が増えるような対策をお願いしたいと思えます。

**○古田純也委員長** 他に。

**○古都宣裕委員** ちょっと伺いたいのですけれども、スキー場に関しては、今年はオープンが早かったのでどうなのかなというふうに見ていたのですけれども、そもそもこれは予算計上のときのオープン期間というのは、昨年ベースではなくて、どのように積算して2か月オープンの予定とかを見ていって少なくなったのか。昨年の利用とかから見るとちょっと増えているのではないかなというイメージを持っていたので、その内容ってどういうふうになっていますか。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** 今回の収入の見込みとしましては、昨年に比べると約200万円多く収入を見ている状況ではありますが、設計額からすると百数十万円落ちるような形の見込みとなっております。設計段階では、一応1月の初旬からオープンしてという期間での設計で見込んでおりますけれども、

先ほどあった利用自体の減も含まれていて、収入についてはなかなか伸びてこないのかなというふうに捉えております。

**○古都宣裕委員** 1月初旬のオープンというのは、合致していると思うのですよ。利用料自体が上がっているけれども、昨年と比べてというよりも計画より落ちているということは、計画が近年のオープン日数と比べて勘案してつくったものではなくて結構長く見ているということですかね。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** ここ近年、オープン期間が非常に遅くなってきているということもあるのですけれども、設計においては、可能な範囲で早い時期という形で1月初旬からということで設計は見ております。

1月初旬はわかったのですけれども、いつまでオープンを見ているのですか。2か月とか3か月とかやれるというのを見ていたのかどうなのかということも聞いていたのですけれども。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** オープン期間、終わりとしましては例年3月20日前後までやる形で計画をしておりますので、その期間で見えております。

**○古都宣裕委員** 近年の気候変動に比べて見込みというか、計画がちょっと甘いのだというのがわかったのですけれども。あと、修繕費というのがいろいろ出ていまして、微々たる修繕というのは、そもそも管理委託料に含まれているのかなと思っていたのですけれども、昨年だとスキー場だとリフトが壊れたりとかというところがあって、その辺は理解するのですけれども、今回、細々と修繕が出ているけれども、それはもともと見込んでいた修繕以外にどういったものが壊れて上がってきているのですか。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** スポーツ・トレーニングフィールドにおきましては、自転車とかそういった備品類の修繕が続いているという状況もございます。スケートリンク、スキー場につきましては、スノーモービルとか除雪用の車両とか古くなっているということもありまして、修繕は増えてきているというような状況にあります。

**○古都宣裕委員** スポーツ・トレーニングフィールドは修繕費が入っていないのですけれども、利用料収入減ということでオホーツクドームもあったのですけれども、トレーニングフィールドとかも通年というよりは、逆に冬期間がないわけですけれども、これは夏から通した上で年度末ということで帳尻合わせで債務負担でやっているのか、この冬、何か動

いたのがあった上で利用料収入減というので上がってきているのか、どういう形なのですか。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** スポーツ・トレーニングフィールドは11月でクローズになっていますので、利用料収入としては既に固まっている状況で出ております。その他の施設につきましては、現在も稼働しておりますので、これまでの実績と今後の見込みということで利用料収入の見込みを計上しております。

**○古田純也委員長** 他に。

**○平賀貴幸議員** オホーツクドームを例に伺いますけれども、利用料収入の減が116万5,000円で補正予算が175万8,000円になっているのですね。主なもの以外に、ほかにもいろいろと経費がかかっている、ここに載っていないけれどもあるからこういう予算になっているというふうに理解していいのですか。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** その他の経費につきまして、オホーツクドームを例にしますと、燃料費につきましては増加が見込まれておりますけれども、それ以外の経費で減の部分もありますので、大きな要因としては、利用料収入の減という形で記載しております。

**○平賀貴幸議員** わかりました。スキー場だけに委託料と入っているのですけれども、これはどういうことになるのか伺いたいと思います。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** 委託料につきましては各施設ございますが、スキー場につきましては、圧雪車の点検とか施設の清掃とか、そういった部分が経費の増加が続き、多い部分がありまして主な費目として計上させていただいております。

**○平賀貴幸議員** ということは、スキー場からの外部委託の委託料という意味ですか、そういう理解でいいですか。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** 委員お見込みのとおりでございます。

**○金兵智則委員** 全て指定管理の施設だというふうに思いましたが、令和7年度って2年目でしたか、間違いなかったですか。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** 各施設、令和6年度から11年度までの6年間の指定管理となっております。

**○金兵智則委員** ということは、見直しは令和8年度、3年終わった後に見直しという形がいつもの流れだったと思うので、これ実際、今年3,400万弱の

補正がついていますが、令和6年のときも3,100万ぐらい補正つけてましたよね。ということは、令和8年度これから新年度予算やりますけれども、多分そのときの予算がもう既に足りていないということは、ちょっと見えているような雰囲気があるのですけれども、その見直しを前倒しとかができないものなのですか。

**○佐藤潤一スポーツ課参事** 指定期間の間での見直しにつきましては、実際、見直しの作業は令和8年度中に行います。その分の債務負担補正につきましては、令和9年度以降の形ということになりますので、令和8年度については、今回と同様の形で補正の上、負担金の追加支出という形で考えております。

**○金兵智則委員** もう指定管理のときに通ってしまっているあれなので見込みがなかなか難しかったのだなということが目に見えてわかる状況ですので、この辺はしっかりとこの先、見直しを本当はできるなら1年でも早くやったほうがいいような気がします。2年続けて3,400万ぐらいの補正をつけてしまっている状況ですから。できるならですけれども、それはルール上難しいのかどうかは詳しくはわからないのですけれども、そういうことも少し検討できればいいのかなというふうに思います。

以上です。

**○古田純也委員長** 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に、議案第14号中、文化財保護費、博物館網走監獄耐震対策補助金について説明を求めます。

**○伊倉直樹博物館長** 議案資料51ページを御覧ください。令和7年度一般会計、文化財保護費、博物館網走監獄耐震対策補助金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、博物館網走監獄が実施をする重要文化財建造物の耐震対策事業に対して、北海道より地域づくり総合交付金の交付内示を受けたことから、今年度分の耐震対策の補助金として2,270万円を追加補正するものでございます。

2の補正額でございますが、歳出予算は、補正前の額500万円に今回の補正額2,270万円を追加し、補正後の額は2,770万円とするものでございます。歳入予算は、道交付金として2,270万円を新たに補正し、補正後の額は2,270万円となります。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。

議案第14号令和7年度網走市一般会計補正予算中、  
社会教育部関係分については、全会一致により原案  
可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。ここで理事者入替え  
のため、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○古田純也委員長 それでは再開いたします。

次に、今定例会で付託されました要請について審  
査を行います。

高額療養費制度の負担上限引上げの撤回を求める  
意見書提出要請について審査をいたします。皆さんの  
御見解をお示してください。

○古都宣裕委員 私は採択でいいのではないかなと  
思っています。

改正に当たって、中間層以上の方の負担額がそれ  
なりに上がっていきまして、経済的にも必ずしも裕  
福ではない中で負担を上げるというのは、やはり医  
療控えとなると、長期的な医療が必要な方にとって  
命綱を切るような形になってしまいます。特に網走  
のような地方では高齢者が多く、入院負担というの  
も医療依存度が高い中では、しっかりとした影響が  
あるというふうに認識できる中で法改正というの  
は、とてもよろしくない。やはり網走市として  
は、しっかり採択した上で、地方としての声を国に  
届ける必要があるのではないかなと思います。

○古田純也委員長 ほかに。

○永本浩子委員 私も採択なので、本当に物価高が  
もうとどまるどころを知らずということで、世界情  
勢も今後どうなっていくのかとても不安な中で病気  
で長く利用されてる方たちに、さらなる不安を与え  
るというのは大変よろしくないことかと思ひますの  
で、私も採択したいと思ひます。

○古田純也委員長 お諮りします。

高額療養費制度の負担上限引上げの撤回を求める  
意見書提出要請については、全会一致により採択す  
べきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

ここで理事者退出及び意見書を配付のため、暫時  
休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時00分再開

○古田純也委員長 それでは、再開いたします。  
意見書案の内容を確認していただいたと思ひます  
が、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、高額療養費制度の負担上限引上げの撤回を  
求める意見書については、委員長名により、委員会  
として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先  
は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関  
係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょ  
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、これで文教民生委員会を終了いたしま  
す。

午前11時00分閉会